

(別紙)

○ 課徴金の額の計算方法について

1. 別表1ないし5の各違反行為に係る課徴金の額の計算の基礎は以下のとおりである。

(1) 金融商品取引法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

ア. 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

及び

イ. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える場合は、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券等に係る有価証券の売付け等についての金融商品取引法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

(注) 各違反行為において、各違反行為期間中の売買株数が同数のものは、金融商品取引法第174条の2第1項第2号の規定(当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量が当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量を超える場合)には該当しない。

(2) 上記(1)で算定された各違反行為期間における課徴金の額につき、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算定。

(3) 上記(2)によりそれぞれ算定した額を合計し、課徴金の額とする。

2. 別表1に掲げるANYCOLOR株式に係る取引

令和5年2月13日の違反行為期間について

ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、12,800株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も12,800株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(12,800

株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額 : 62,595,500 円)

－ (有価証券の買付け等の価額 : 62,273,000 円)

=322,500 円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、320,000 円となる。

### 3. 別表2に掲げる朝日インテック株式に係る取引

令和5年2月14日の違反行為期間について

ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、17,600株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、18,000株であることから、

(ア) 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(17,600株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(有価証券の売付け等の価額 : 40,012,200 円)

－ (有価証券の買付け等の価額 : 39,842,600 円)

=169,600 円

及び

(イ) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(18,000株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(17,600株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての金融商品取引法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(2,439円)に当該超える数量400株(買付け等の数量18,000株－売付け等の数量17,600株)を乗じて得た額(a)から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額(b)を控除した額

(a : 975,600 円) － (b : 909,400 円)

=66,200 円

の合計額 235,800 円となる。

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、230,000円となる。

4. 別表3に掲げるギフト株式に係る取引

令和5年2月15日の違反行為期間について

ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、15,400株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も15,400株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（15,400株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：39,605,300円）

－（有価証券の買付け等の価額：39,345,100円）

=260,200円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア. で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、260,000円となる。

5. 別表4に掲げるラクス株式に係る取引

(1) 令和5年2月15日の違反行為期間について

ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、19,800株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、19,900株であることから、

（ア）当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（19,800株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

（有価証券の売付け等の価額：35,278,000円）

－（有価証券の買付け等の価額：35,122,100円）

=155,900円

及び

（イ）当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量（19,900株）が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量（19,800株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての金融商品取引法第67条の19又は第130条に規定する

最高の価格のうち最も高い価格（1,900円）に当該超える数量100株（買付け等の数量19,900株－売付け等の数量19,800株）を乗じて得た額（a）から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額（b）を控除した額  
(a : 190,000円) - (b : 178,000円)  
=12,000円

の合計額167,900円となる。

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア.で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、160,000円となる。

(2) 令和5年2月16日の違反行為期間について

ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、20,200株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も20,200株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（20,200株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額  
(有価証券の売付け等の価額 : 36,327,000円)  
－ (有価証券の買付け等の価額 : 36,070,100円)  
=256,900円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア.で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、250,000円となる。

6. 別表5に掲げるレノバ株式に係る取引

令和5年2月16日の違反行為期間について

ア. 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、23,800株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量も23,800株であることから、当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量（23,800株）に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額  
(有価証券の売付け等の価額 : 51,692,900円)  
－ (有価証券の買付け等の価額 : 51,437,300円)  
=255,600円

イ. 金融商品取引法第176条第2項の規定により、上記ア.で計算した額の1万円

未満の端数を切捨て、250,000 円となる。

7. 上記2. ないし6. により算定した額の合計

2. の合計額 320,000 円 + 3. の合計額 230,000 円 + 4. の合計額 260,000 円  
+ 5. の合計額 410,000 円 + 6. の合計額 250,000 円  
=1,470,000 円となる。

※ 違反行為に係る売付け等の価額及び買付け等の価額の詳細については別表6を参照。